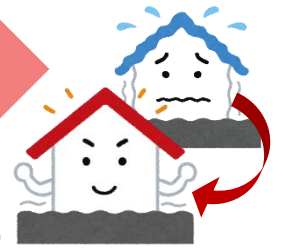


# 木造住宅耐震改修工事補助



木造住宅の地震に対する安全性を向上させるため、耐震改修工事費用の一部を補助します。

## 補助額等

木造住宅の耐震改修工事をする費用  
(補助限度額:60万円, 補助率 1/2)

## 対象住宅

- ・木造住宅であること
- ・工法が在来軸組工法, 伝統的工法または枠組壁工法であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工したものであること
- ・併用住宅の場合, 床面積の半分以上が住宅であること
- ・3階以下であること(地階は除く)
- ・耐震改修計画で予測される上部構造評点が1.0以上となっていること

## 補助対象者

- ・所有者または所有者に準ずるものであること
- ・対象住宅に居住または居住予定であること
- ・市税の滞納がないものであること

## 受付期間

令和4年5月2日(月)～10月31日(月)

## 提出書類

### 事業実施前

- ①木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書
- ②住宅の所有者を確認できる書類  
(登記事項証明書, 名寄帳兼課税台帳等)
- ③住宅の建築年月日を確認できる書類  
(建築確認通知書の写し, 名寄帳兼課税台帳等)
- ④耐震診断結果報告書
- ⑤耐震改修計画書
- ⑥耐震改修計画に関する書類 ※1
- ⑦耐震改修設計費の見積書または写し
- ⑧設計を行った建築士に関する書類 ※2
- ⑨耐震改修工事監理者届
- ⑩耐震改修工事を監理する建築士に関する書類
- ⑪付近見取り図 ※2
- ⑫対象住宅の外観写真(複数面)
- ⑬その他市が必要と認めた書類

### 事業着手時

- ①木造住宅耐震改修工事着手届
- ②耐震改修設計の契約書の写し

### 実績報告時

完了日から40日以内かつ当年度2月末日

- ①木造住宅耐震改修工事实績報告書
- ②改修工事後の耐震性に関する報告書の写し
- ③工事監理報告書
- ④補助対象工事の内容が確認できるもので着手前, 工事中, 完了後の写真
- ⑤補助対象工事に要した費用の請求書の写しまたは領収書の写し

## 注意

- ・申請前に事業に着手されていた場合は, 補助の対象となりません。
- ・令和5年2月末日までに耐震改修工事を完了し, 実績報告書を提出する必要があります。

※1 配置図(住宅外壁から道路境界までの距離が記載されたもの)・平面図  
・耐震改修工事計画図・工事完了後に予測される評点が分かる計算書  
※2 建築士の免許証の写し・所属する建築士事務所との雇用関係を証する書類・建築士事務所が建築士法第23条1項の登録を受けていることを証する書類

お問い合わせ先 江田島市土木建築部  
都市整備課 TEL0823-43-1647